

「日露和親条約」調印後の幕府の 北方地域政策について

榎 森 進

はじめに —— 問題の所在 ——

幕末の嘉永6年（1853）6月3日、アメリカ東インド艦隊司令長官 M.C. ペリーが軍艦4隻を率いて浦賀に来航し、日本に開国を求めたアメリカの M. フィルモア大統領の国書を幕府の役人に受け取らせて一時日本を離れ、次いで翌安政元年（1854）1月、軍艦7隻を率いて再び来航して幕府に開国を強く迫ったため、同年3月3日、幕府はやむなく「日米和親条約（神奈川条約）」を締結して下田と箱館の2港を開港するに至り、これを大きな契機として幕藩体制が急速に崩壊に向かって歩み出したことはよく知られている。しかし、同年12月21日下田で調印された「日露和親条約（日露通好条約）」の歴史的な意味についてはあまり知られていない。しかし、同条約は、その後の日本の歴史のあり方、とりわけ奥羽地方以北の北方地域の歴史のあり方に決定的な影響を与えているのである。そこで本稿では、「日露和親条約」調印後の幕府の北方地域政策、特に奥羽諸藩の蝦夷地警備策と「北蝦夷地（カラフト島）」政策に焦点を絞って検討することとしたい。

最初に奥羽諸藩の蝦夷地警備策について触れるのは、幕末の奥羽地方の歴史の諸相を正しく理解しようとするならば、この問題を避けて通ることは出来ないと思うのだが、近年の奥羽地方の歴史研究に目を向けると、この問題に焦点をあてた個別具体的な研究が極めて少ないためか、東北6県の県毎の通史の内容をみると、この問題の概要を正確に記した歴史書が極めて少ないという残念な状態にあるからである。また、「蝦夷地」の中でも「北蝦夷地（カラフト島）」政策に焦点をあてるのは、「日露和親条約」締結に至る日露両国の交渉において「カラフト島」については両国の国境を定めることが出来ず、その結果、同条約第2条で、「今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるへし、エトロフ全島ハ、日本に属し、ウルップ全島、夫より北クリル諸島ハ、魯西亞に属す。カラフト島ニ至りては、日本國と魯西亞國の間ニおゐて界を分たす、是迄仕來の通たるへし」と記され⁽¹⁾、国境を画定することができなかったため、同島（当時の幕府側の呼称は「北蝦夷地」）ではロシアを強く意識した政策が強力に推進されたからであり、

⁽¹⁾ 『大日本古文書：幕末外国関係文書』第8巻—193号文書（以下同書所収の史料名は『幕末外』8-193の如く略記す）。

こうしたことが近代日本の北方地域政策にも極めて大きな影響を与えているからである。

1. 箱館奉行の最置と幕府の北方地域政策

(1) 箱館奉行の最置とその背景

安政元年（1854）6月26日、幕府は、松前藩より「和人地（松前地）」内の箱館と同所より5～6里四方の地域を上知した上で⁽²⁾、同年6月30日、箱館奉行を最置し、勘定吟味役竹内保徳を同奉行に任じた。席順は下田奉行の次席である⁽³⁾。幕府が箱館奉行を再置した直接的な要因は、いうまでもなく安政元年（1854）3月3日調印の「日米和親条約」、同年8月23日調印の「日英和親条約」、同年9月2日調印の「日蘭和親条約」及び同年12月21日調印の「日露和親条約」により翌安政2年（1855）3月、松前藩領であった箱館港を開港するとしたところにあるが、その後の箱館奉行の任務との関わりで看過出来ないことは、前述の如く「日露和親条約」第2条に「今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるへし。エトロフ全島ハ、日本に屬し、ウルップ全島、夫より北の方クリル諸島ハ、魯西亞に屬す、カラフト島ニ至りては、日本國と魯西亞國の間ニおみて界を分たす、是迄仕來の通たるへし」とあるように、同条約によって日ロ両国の国境がクリル諸島のエトロフ島以南が日本領、ウルップ島以北がロシア領と決定したものの、文化6年（1809）6月、幕府がカラフト島の呼称を「北蝦夷地」と改称⁽³⁾して以来、日本側が「北蝦夷地」と称してきた「カラフト島（現サハリン島）」については、国境を決めることが出来なかったため、以後幕府が北方地域政策を実施するための新たな役職を設置する必要にせまられたことである。それだけに、再置した箱館奉行の政治的任務は、「北蝦夷地」をめぐるロシアの動向を強く意識したものとなった。こうした状況から、幕府は、安政2年（1855）2月22日、「松前・蝦夷地」の内、渡島半島南端の木古内村以東、乙部村以北の「和人地（松前地）」及び「蝦夷地」全域を幕領とした上で⁽⁴⁾、同年2月24日、これらの地域を箱館奉行に預け⁽⁵⁾、次いで、同年3月27日、松前藩と奥羽緒藩に「松前・蝦夷地」警備を命じ⁽⁶⁾、安政6年9月27日、奥羽6藩に「蝦夷地」を分領するに至った⁽⁷⁾。そこで次ぎに、安政2年の松前藩と奥羽4藩による「松前・蝦夷地」の警備の概要とその特徴を、次いで安政6年（1859）の奥羽6藩への「蝦夷地」の一部の「分領」と「蝦夷地」警備の状況についてその概要を見ておきたい。

⁽²⁾ 『幕末外』6-315。

⁽³⁾ 松田傳十郎著『北夷談』（『日本庶民生活史料集成』第4巻（三一書房、1969年））。

⁽⁴⁾ 『幕末外』9-133。

⁽⁵⁾ 『幕末外』9-138。

⁽⁶⁾ 『幕末外』10-77。

⁽⁷⁾ 「蝦夷地御開拓諸御書付諸御書類」（『新撰北海道史』第5巻史料1。1936年）。

2. 松前藩及び奥羽諸藩による「松前・蝦夷地」警備と 奥羽諸藩への「蝦夷地」の「分領」

(1) 松前藩及び弘前藩・盛岡藩・秋田藩・仙台藩による「松前・蝦夷地」の警備の概要
安政2年(1855)3月27日、幕府は、松前藩と弘前藩・盛岡藩・秋田藩・仙台藩の奥羽4藩に「松前・蝦夷地」の警備を命じたが、各藩毎の警備地域は以下の通りであった。

松前藩：「元陣屋」→(松前地の^{ありかわ}有川村)、警備地域→(松前地の^{きこない}木古内村～^{ななえはま}七重浜間)。

弘前藩：「元陣屋」→(箱館の^{ちよがだい}千代ヶ台)・「出張陣屋」→(西蝦夷地のスツツ)、警備地域→(箱館表、^{えざん}千代ヶ台～^{えざん}恵山岬持場心得、松前地の乙部村～西蝦夷地のカムイ岬、西蝦夷地総体の援兵心得)。

盛岡藩：「元陣屋」→(箱館山麓の^{みずもと}字水元より^{やちがしら}谷地頭迄)、「出張陣屋」→(東蝦夷地のエトモ)。なお、「エトモ」は、現在の室蘭。

警備地域→(箱館表専用心得、箱館表より東蝦夷地のホロベツ迄の海岸総体、東蝦夷地総体の援兵心得)。

秋田藩：「元陣屋」→(西蝦夷地のマシケ)、「出張陣屋」→(西蝦夷地のイシカリ・ソウヤ(但し夏分人数出張、北蝦夷地{カラフト島}応援心得。北蝦夷地{カラフト島}は3月より8月迄詰め、冬はマシケの元陣屋へ引き揚げ)、警備地域→(西蝦夷地カムイ岬よりシレットコ岬迄総体・北蝦夷地島々共一円)。

仙台藩：「元陣屋」→(東蝦夷地のユウフツ、後シラライ{^{しろはら}白老})、「出張陣屋」→(東蝦夷地子モロ・アッケシ・クナシリ島・エトロフ島)。

警備地域→(東蝦夷地のシラライからシレットコ岬迄総体、クナシリ・エトロフ島々共一円)⁽⁸⁾。

上記の内容を地図で記したのが、別紙の「地図1」である。上記の内容と別紙の地図を合わせて見るとすぐ分かるように、松前藩・弘前藩・盛岡藩・秋田藩・仙台藩の5藩の中でも仙台藩と秋田藩が最も広大な地域を警備地とされたが、奥羽4藩の石高(表高)は、弘前藩が10万石、盛岡藩が20万石、秋田藩が20万石余、仙台藩が62万石余であることを考慮すると、石高と警備地域の面積の関係では、秋田藩が仙台藩の約3分の1の石高に過ぎないのに、仙台藩とほぼ類似した広大な地域を警備地とされている点に大きな特徴があった。そのため、同年11月、時の秋田藩主佐竹右京大夫義陸は、老中に対し「蝦夷地警衛用捨」願いを提出した。その内容は、以下の通りである。なお、佐竹義陸は、当時僅か16歳であった。

私儀今般蝦夷地之御警固被仰付、尤箱館松前地御警衛向をも可相心得候段被仰渡、難有仕合奉存候、持場之儀は、西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸通シレットコ迄惣體并北

⁽⁸⁾ 『幕末外』10-77。注(7)史料。

蝦夷地其外島々共一圓、右之内マシケ江元陣屋取建、人數差置候様可致、ソウヤ江出張陣屋取建、夏分人數出張、北蝦夷地應援可相心得、北蝦夷地右同斷、三月より八月迄人數相詰、冬分はマシケ元陣屋江引揚候様可致段、御達之趣奉得其意候、然は、若年之私江至而重き御警衛筋之御用被仰付候義、武門規模ニ而、重疊^{ちようじょう}難有儀ニ奉存候、因而是、篤相心得、乍不及も御安堵相成候様精勤仕度、且御達之趣も有之ニ付、不取敢場所内見分与して、當五月初旬、家来共差遣候處、海陸數百里之行程故、日數相掛、時節遅相成候付、西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸通モンヘツ迄、北蝦夷地シラヌシより東海岸ホロアントマリ（現アニワ湾沿岸部のコルサコフの南側にあるトマリアニワ^{トマリ=アニワ}）迄、同西海岸ウエンケシ（現西海岸部のリフリヤンカ^{リフリアンカ}）迄見分仕、當九月中罷歸候而申聞候は、北蝦夷地之義は、何方迄を境与存分兼候得とも、一ト先蝦夷人共住居罷在候處迄を持場与取調、此海岸里數凡貳百五拾里余、并西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸シレットコ迄貳百拾八里余、其外離島五介所有之、此海岸周回之里數四拾里程取合、持場之海岸總里數五百里余御座候趣申聞候、右ニ付、段々評議仕候處、可成之手配仕候而も、右之内要地与相見得候場所貳拾个所位江陣屋取建、人數三千人位も差渡不申候而は、聊御警衛筋も相成間敷儀与奉存候、猶右人數差渡置候儀ニ而は、數百里之海陸交代之間、六千人之出入与相成候儀御座候、殊ニは、箱館表并松前地御警衛向をも可心得段、被仰渡候上は、右兩所江臨時出張爲致候人數も、別段國許江備置候事ニ御座候而は、旁以私之分限ニ而行届候義ニは無御座候（中略）且又私領分海岸凡四拾里程之場所御座候處、非常之節は、城下より人數繰出候而も、手遠之場所ハ、急卒之間ニ合兼候に付、近年來家來共海岸數个所江移住申付差置、尚又度々御触達之義も御座候に付、旁以篤相心得、種々手配仕、海岸防禦筋專要取計罷在候儀御座候處、西北蝦夷地五百里余之海岸御警衛向を相勤候儀ニ而は、中々以行届候儀ニも無御座、差當自國之守備如何手當可仕候哉、當惑至極奉存候、（中略）西北蝦夷地持場被仰付候儀并人數差渡置候儀は、何分御容赦被成下、臨時御沙汰次第箱館表松前地江出張爲致候人數は、國許江も備置、御用相勤候様仕度奉願候、（以下略）⁹⁾。

（括弧内の「北蝦夷地」の地名に対応する現ロシア語地名は榎森）。

その要旨は、自領内の海岸防備に加え西蝦夷地と北蝦夷地の500余里余に至る海岸警備を行うのは困難につき、「蝦夷地警備」の用捨と当面箱館表と松前地の警固だけにしてもらいたいというものであった。しかし、時の老中阿部正弘は、翌年2月11日頃、秋田藩主佐竹義睦に対し「内願之趣は、難被及御沙汰候、西蝦夷地之内、マシケ・ソウヤ邊江常詰元陣屋取建、北蝦夷地之内、シラヌシ、クシュンコタン江三月より八月迄之出張陣所相定、各一手之人數差渡置可被申候、其余人數等差渡置ニ不及、箱館奉行臨機之差圖次第、

⁹⁾ 『幕末外』13-92。

右人数之内より出張候様可被致候、西地一圓持場名目之儀并松前箱館援兵之儀は、御用捨被成下候事」と申し渡して「松前・箱館援兵」の件のみを免除したに過ぎなかった⁽¹⁰⁾。

また、安政2年12月、仙台藩主伊達慶邦（当時30歳）が老中に対し「自國海岸并蝦夷地島々共取合候得は、大凡六百里程ニ相及、右場所江警衛向嚴重相立候ニは、不尋常義ニ御座候間、右持場之分一圓御預地ニ被成下、悉皆御役地同様御委任被成下候様仕度奉願候」との内願書を提出した⁽¹¹⁾。つまり、「蝦夷地」の「警備」を命じられた地域を総て仙台藩の「預地」（仙台藩が預かる事実上の仙台藩の「領地」）にしてくれることを内願したものであった。しかし、老中阿部正弘は秋田藩の願書に対する返答書との関わりもあり、翌年2月、「内願之趣は、難被及御沙汰候、追而地所相渡候場所も可有之候、差向候處、人数差渡、ユウブツ・アッケシ・ネモロ・エトロフ・クナシリ右五个所江警衛相立、其餘之場所は、箱館奉行臨機之差圖次第、右人数之内より出張候様可被致候、東地一圓持場名目之儀、并箱館表援兵之儀は、御用捨被成下候事」と達したのである⁽¹²⁾。佐竹氏の内願に対する返答と類似した内容であった。

ともあれ、こうして幕府の「蝦夷地再直轄」に続く奥羽4藩への「蝦夷地警備」命令は、4藩に大きな財政的負担となって跳ね返っていった。警備に必要とする諸経費は、その総てを警備を命じられた各藩の負担となったからである。しかも、「蝦夷地」は、奥羽地方よりは遙かに寒い地域であり、冬季にはマイナス30度以下になる地域も多かった。そのため「蝦夷地警備」を命じられた奥羽4藩、とりわけ広大な「蝦夷地」と島々の警備を命じられた秋田・仙台の両藩は多くの家臣達の命が奪われただけに、その損害は計り知れないものであった。

かくして幕府は、安政6年（1859）9月27日、奥羽の弘前・盛岡・秋田・庄内・仙台・会津の6藩に「蝦夷地」の一部を「領分」として与えると同時に、警備地域を指定し、「開墾」と「警備」に当たらせる政策を実施するにいたった⁽¹³⁾。

（2）奥羽諸藩への「蝦夷地」の「分領」

安政6年（1859）9月27日、幕府はそれまでの蝦夷地政策を改め、奥羽の仙台藩主・秋田藩主・庄内藩主・盛岡藩主・弘前藩主・会津藩主に対して「蝦夷地開発守衛之儀、當節之時勢專要之事ニ付、別段の譯を以、蝦夷地之内割合、領分被成下候」、「尤、箱館表松前地御警衛向之儀も是まで之通り可被心得候。且又南部美濃守、津軽土佐守持場之儀は、只今迄之通相心得、陣屋有之場所にて相應之地所被下候」と申し渡し⁽¹⁴⁾、次いで同年11月26日、各藩主に対して「領分」として与える地域と警備地域を示すと同時に、各藩主

⁽¹⁰⁾ 『幕末外』13-165。『松前箱館雜記』巻7（東京大学史料編纂所蔵）。

⁽¹¹⁾ 『幕末外』13-121。『松前箱館雜記』巻7（東京大学史料編纂所蔵）。

⁽¹²⁾ 『幕末外』13-164。『松前箱館雜記』巻7（東京大学史料編纂所蔵）。

⁽¹³⁾ 『幕末外』27-138。「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」（『新撰北海道史』第5巻史料1。1936年）。

⁽¹⁴⁾ 『幕末外』27-138。「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」（『新撰北海道史』第5巻史料1。1936年）。

に対してあらたに与える「領分」から得られる場所請負人の運上金等をしめした⁽¹⁵⁾。これらの内容を整理すると、以下の通りである。(別紙「地図2」を参照のこと)。

弘前藩：西蝦夷地スツツの「陣屋付」とし、西蝦夷地スツツ領～セタナイ領境迄を「領地」とす。乙部村～西蝦夷地セタナイ領迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：292 両、

別段上納金：167 両永 100 文、

合計：459 両永 100 文。

盛岡藩：東蝦夷地エトモの「陣屋付」とし、東蝦夷地エトモ領・ホロベツ領とヲシヤマンベよりユウラップ領迄を「領地」とす。

東蝦夷地モロラン領～ヲシヤマンベ境迄及びユウラップ境～ヤマクシナイ領迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：67 両 2 分、

別段上納金：14 両 3 分永 50 文、

合計：82 両 1 分永 50 文。

上記の他、ヲシヤマンベ～ユウラップ境迄の運上金。

秋田藩：西蝦夷地マシケ領とソウヤ領～モンヘツ境迄及びリシリ・レブンシリ島々共を「領地」とす。西蝦夷地バツカイ～ノツシヤム崎迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：2,325 両 1 分永 150 文、

別段上納金：728 両 3 分永 125 文、

合計：3,054 両 1 分永 25 文。

上記の内に北海岸モンベツ領、西海岸バツカイ運上金及びハママシケ別段上納金が含まれている故、この分を減ず。

庄内藩：西蝦夷地ハママシケ領とルモツベ領～テシホ領迄及びテウレ・ヤンケシリ島々を「領地」とす。西蝦夷地ヲタスツ領～アツタ領迄を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：1,839 両、

別段上納金：287 両 1 分、

合計：2,126 両 1 分。

上記の内に、マシケの別段上納金が含まれている故、この分を減ず。

仙台藩：東蝦夷地シラライ領、トカチ領、アツケシ領～子モロ領の内ニシベツ境迄、

⁽¹⁵⁾ 『幕末外』 30-119。

クナシリ島一円、エトロフ島のシャナ以外の地域を「領地」とす。
東蝦夷地クスリ領、ユウフツ領～ホロイツミ領迄及びエトロフ島の内シャナを警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：2,435 両、

別段上納金：532 両 3 分永 50 文、

合計：2,967 両 3 分永 50 文。

上記の他、子モロ領の内、アッケシ境よりニシベツ境迄の運上金を相増し、エトロフ島の内のシャナ場所の運上金を減ず。

会津藩：東蝦夷地子モロ領ニシベツより西蝦夷地アバシリ境迄及びアバシリ境より西蝦夷地モンベツ領迄を「領地」とす。

西蝦夷地アバシリ場所を警備。

(上記「領地」の場所を請け負う場所請負人が収める運上金・他)。

場所請負人の運上金：2,500 両、

別段上納金：370 両、

合計：2,870 両。

但し、上記の内、アッケシ境より子モロ領ニシベツ境迄と西蝦夷地のアバシリ場所の運上金を減ず。またモンベツ領運上金を相増す。

上記 6 藩が新たに「蝦夷地」内に宛がわれた「領地」から得る場所請負人の運上金の金額のみを比較すると、秋田藩が 3,054 両余、仙台藩が 2,967 両余、会津藩が 2,870 両余、庄内藩が 2,126 両余、弘前藩が 459 両余、盛岡藩が 82 両余で、秋田藩の収益が最も多かったことになるが、この金額には、北海岸モンベツ領と西海岸のバツカイの運上金の他にハマシケの別段上納金が含まれていることから、これらの分が減額されるので、実際の収益は上記の金額より少なかった。また、これには、次ぎの様な事情が潜んでいた。即ち当初ソウヤ領の内バツカイよりノツシャブ迄を幕府直轄地として秋田藩領としなかったが、この地はリシリ・レブンシリの警衛上佐竹氏に必要があり、しかも、ソウヤ岬に近いサンナイはソウヤ場所の運上屋より僅か 1 里余の所にあり、船掛も良く、幕府の役人達の風待、御用状の継ぎ立て、殊に「北蝦夷地」との連絡上、幕府に必要なとの理由から、翌万延元年(1860)9月、バツカイよりノツシャブ岬に至る地域を秋田藩領とし、サンナイを幕府領としたことである⁽¹⁶⁾。

⁽¹⁶⁾ 「蝦夷地御開拓諸書付諸何書類」(『新撰北海道史』第 5 巻史料 1。1936 年)。

3. 北蝦夷地（カラフト島）政策の特徴

(1) 「日露和親条約」調印前後の北蝦夷地場所の概要

当該場所は、北蝦夷地（カラフト島）南部地域のクシュンコタン（現コルサコフ {Корсаков}）を中心にしたアニワ湾沿岸地域とノタサン（現チェーホフ {Чехов}）以南の西海岸地域で、場所請負人は、近世後期に松前藩の有力商人であった紀伊国有田郡栖原村出身の栖原六右衛門と陸奥国伊達郡貝田村出身の伊達林右衛門の2名で、彼等の共同請負であった。

安政2年（1855）4月、同場所請負人の栖原六右衛門（松前小松前町）と伊達林右衛門（同唐津内町）の代市作が連名で箱館奉行所宛に差し出した「北蝦夷地場所寒暖風土、其外御尋向の廉乍恐御答奉申上候」には、次のように記されている⁽¹⁷⁾。

- 一、右御場所建家其外共別紙ニ奉申上候。
- 一、同所働方之者共、番船は、相留候^{ずあいぶね}合船ニ乗組、年春正月下旬松前表乗出し、ソウヤ御場所日和見合、北蝦夷地渡海之儀は、年々三月下旬、海面氷解次第渡海仕候。
- 一、稼方旬季之儀は、年大体八十八夜前後ニ^{くまき}鯉群來初、四月中旬ニは末漁ニ相成候、夏五月上旬よりトウフツ与申所ニ而、^{なまこ}海鼠引漁事仕候、五月下旬より鱒漁ニ取掛、土用入頃盛漁之時節ニ而、土用過ニは末漁ニ相成候。
- 一、同所寒暖風土之儀は、極寒之地ニ而、年中風烈敷、クシュンコタンより西浦迄所々ニ有之候漁番家いつれ酉戌向ニ而春二月下旬ニ相成候而も餘寒強く海面遠沖込氷海ニ御座候、風筋ニ寄四月中旬迄厚二三尺丈長百間位之厚水流寄候事も度々有之、四月下旬迄通船不相成候、其年柄ニ寄、四・五月ニ至候而も度々霜降又は雪降候儀も有之候、夏土用中ニ而も綿入布子着用着用仕候、尤年柄ニ寄残暑之内、七八日或ハ十日位単物着用仕候儀も御座候へ共、日中計ニ而、朝夕は綿入着用仕、秋帰働方之者七月中旬ニ相成候へは、帰登之支度ニ取掛御場所出帆仕候、九月中旬より雪降り、次第ニ降積寒気も巖敷相成、十一月中より氷海ニ相成申候、同所越^{けつきよ}年働方之者、十一月中より翌年正月下旬迄穴居仕候。

但、年々積雪凡五六尺位其土地ニより一二丈も降積候場所も有之候、高山は六月中 迄雪見申候。

- 一、勤番所賄方之儀は、三賄ニ付五拾元宛御拂被下候仕来ニ御座候。勤番中賣上諸品元買入時直段を以賣上申候。

上記の内、3カ条目にある「トウフツ」は、アニワ湾東部の現ムラヴィエヴォ（Муравьево）のことであるが、上記各条毎の文章によって、当時の「北蝦夷地」が如何に寒い所であったのかを知ることが出来よう。また、第1条にある同「右場所建屋其外」

⁽¹⁷⁾ 『松前箱館雑記』巻21（東京大学史料編纂所蔵）。

の内容は、クシュンコタンに勤番所1軒、運上家1軒、遠見番所1軒、板藏30軒、茅藏1軒、弁天社2軒、漁小屋1軒で、同所以外のアニワ湾沿岸部に茅藏53軒、板藏26軒、漁小屋20軒、弁天社1軒、通行屋3軒、シラヌシ（現クリリオン）からノタサム（現チェーホフ）に至る西海岸部にシラヌシの会所1軒の外に板藏19軒、茅藏12軒、漁小屋11軒、通行屋1軒、休所2軒、泊所1軒であった。

また別の史料⁽¹⁸⁾によって安政3年（1856）6月現在の同場所の概要を見ると、当時の運上金は1,560両で、場所内に設置された建物が会所1棟（シラヌシ {現クリリオン}）、勤番所1棟（クシュンコタン {現コルサコフ}）、運上家1棟、御武器蔵1棟、通行家4棟、番屋7棟、茅葺番屋6棟、板藏61棟、茅葺蔵57棟、遠見家1棟、神社11祠となっており、上記の記録の内容と数字が一致しないが、重要な生産手段である漁船は鱧船^{ひらたふね}107艘、囃合船^{あい}32艘、蝦夷船^{モチブ}68艘、持符船3艘、磯船13艘、橋船5艘で、安政2年の主要な出産物は、春鮭：8,766.8296石、塩鱈：2,943.98石、海鼠：1.6435石であった。

また、場所内のアイヌの家数と人口は、373軒、2,694人で、内「役土人」が51名、その内「惣乙名」が5名、「脇乙名」が4名、「惣小使」が3名、「乙名」が3名、「小使」が8名、「御土産取」が28名で、「平土人」が886名、「女之子（メノコ）」が1,065名、「セカチ（ヘカチ：男児）」が359名、「カナチ（少女）」が333名であった⁽¹⁹⁾。なお丸括弧内は複森。

なお、ここで「役土人」・「平土人」と記したのは、同年5月21日、箱館奉行が「蝦夷地場所支配人」に対し「夷人稱呼之儀、向後役土人・平土人と可唱事」と申し渡したため⁽²⁰⁾、依拠した史料にも「役土人」・「平土人」と記していることによる。また、上記の表記のあり方からして、「平土人」とは、役職に就いていない「土人（アイヌ）」のことではなく、役職に就いていない「大人で男性のアイヌ」のことである事が分かる。

では、「北蝦夷地場所」における和人の出稼ぎ者達はどれだけいたのであろうか。

安政2年（1855）9月、伊達林右衛門代文治と栖原六右衛門代半六が連名で「御役所」（箱館奉行所カ）に提出した書類⁽²¹⁾によれば、「支配人・番人・働方（稼方カ）」までの「惣人数」は、凡100人位で、この内東はクシュンコタンの運上家之方迄が凡70人位で、西海岸のトンナイ出張所の内に30人位、100人の内越年者は50人位であった。なお、「蝦夷地」の各場所で働く「支配人」は、現地の責任者で、「番人」は漁夫、「稼方」は、雑役夫のことである。

⁽¹⁸⁾ 『幕末外』14-129。箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽¹⁹⁾ 「北蝦夷地土人人別・家数・船数・出産物等書上」（箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』北海道立文書館所蔵）。

⁽²⁰⁾ 「安政三年五月二十一日、ソウヤ詰箱館奉行支配調役下役元メ、ソウヤ場所支配人へ申し渡し」（箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』北海道立文書館所蔵）。

⁽²¹⁾ 「覚」（『松前箱館雑記』巻21（東京大学史料編纂所所蔵））。

(2) ソウヤ場所・北蝦夷地場所詰幕吏に対する防寒対策

前述のように、冬季のソウヤ場所や「北蝦夷地場所」は、非常に寒いところであった。そのため、こうした地域に勤番として派遣された箱館奉行所の役人達は、冬季に「水腫」に罹り、死亡する者が多かった。「水腫」とは、細胞間組織内、または体腔内に異常に大量の組織液が貯留された状態のことで、一般には足の甲より浮腫を生じ、次第に腰に及び水膨れとなり、顔がむくみ、腹部が太鼓のように膨れ、苦痛が激しく、遂に死に至る病である。そのため、箱館奉行は、厳寒の地で越年する幕吏達の防寒対策に意を注いだ。こうした厳寒地での越年対策として新たに採用されたのがいわゆるストーブの利用である。

① ストーブの利用

安政3年(1856)2月、ソウヤ詰調役梨本彌五郎が「宗谷場所越年之儀ニ付申上候書付」を箱館奉行に差し出しているが、それには「場所越年之儀ニ付、御直御書取拝見、御主意之趣乍恐御尤至極奉存候、御用方之弁利は勿論、一己ニ取候而も其場居付ニ候得は、失費も相省ケ候儀ニ而可相成は防寒之ため居所取補理向御入用御立被下、クワヘヒル与唱候火爐(武田斐三郎製方心得罷在)二器中御渡御座候ハハ、難有奉存越年仕候心得ニ御座候、此段申上候、以上」と記されている⁽²²⁾。文中の「クワヘヒル」と言うのが、オランダ語でストーブの意の「Kachel」のことである。これに関する幾つかの史料を示すと次の通りである。

- ① 北蝦夷地ニ而は、冬分穴居いたし候由、右は暖ニは候得共、地気温湿人ニ不宣、却而カツヘエルを用候方可然、鐵製も焼土製も有之、何れニも火爐を外へ出し、鐵又は焼土のあたたまりにて空中を暖氣致し方身体之爲至極宜由、既ニ魯西亞人クシュンコタンニ而、其所之土を以製し候事ニ而、最北之凌方宜く、夫ニ倣ひ候方可然候間、敢而土地之仕來ニ不泥、銘々斐三郎へ申談候様可致旨御談可有之、土地ニ而凌方承り候上可申立なと手輕ニ心得勇壯可賞事ニは候得共、又甚心配いたし各ニも得与勘考被致候様存候⁽²³⁾。
- ② テシホよりシヤリ込相詰越年いたし候下役元メ以下之者とも江御渡可相成カツヘル仕立方梨本彌五郎・武田斐三郎等英船江相越、真圖取いたし(此圖清書出来兼候間、入御覽候様仕候)圖面取調候処、煙筒込鉄ニ而は存外御入用相嵩候ニ付、瓦ニ替へ候積り、夫々吟味仕候処覽ニ候得は、容易之御入用ニ無之、式拾も被仰付候儀ニ候ハハ、一器拾式両式分余ニ而可仕立由職方もの申立、差向此上吟味減も出来兼候間、先ツ右之趣を以式拾式仕立被仰付、就而は蝦夷地掛下役兩人時々見廻り、同心之内差働有之者壺人付切被仰付諸式巨細取調減方も可出来数多之儀ニも御座候間、早々爲取掛候様仕度此段相伺申候。

但、北蝦夷地越年之者江は、彼地魯西亞製火器清水平三郎相心得居候間、同人

⁽²²⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

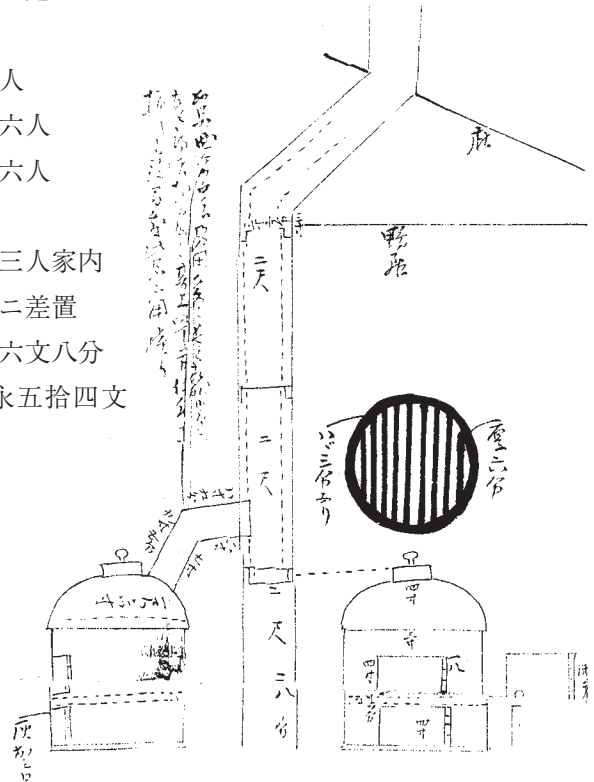
⁽²³⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

江被仰付右圖面御入用等は、同所詰之もの其地ニ而取調申上候様可仕候。

辰三月⁽²⁴⁾

- ③ 一 カッヘル 式拾式器 カッヘルを用候得は、如何様寒地ニ而も凌方出来、尤炭は決而用間敷、若相用候得は、炭火人を害し候間、薪或は焼石炭之方宜与英人呉々申聞候事。

八器 テシホよりシャリ迄
 下役元メ
 下役 四人
 内 六器 同心 六人
 六器 足輕 六人
 一器 御雇医師老人
 一器 北蝦夷地詰同心三人家内
 テシホ邊ニ一所ニ差置
 此代 金式百七拾六兩永百九拾六文八分
 一器ニ付 金拾式兩式分永五拾四文四分⁽²⁵⁾。



- ④ 「辰八月朔日織部正殿御渡、」

御諭書。

北蝦夷地は、寒氣烈敷地なれば、是迄冬分住居するもの少かりしを、今度御開拓之御旨意厚相心得、越年之者も有之段、奇特之至ニ候、去ながら寒氣防き方實以不容易、其手當とても、事馴さる事なれば、嚴冬に至りてハ、兎角火邊を離れず、薪炭のみにて凌き候事ニ可有之、然るに炭素と名つけて、火氣の中に籠りたる一種の氣ありて、炭火は殊ニ甚しく、其氣に深くあたりぬれハ、身体の蒸氣を塞きて、多くは浮腫病を發し、甚敷ハ忽ちに暈眩昏倒するもの也、寒地の人ハ、寒よりも却て炭に害せらるることの多しといへる事もあれハ、それらの所深く心配懸念致さる事ニ候、いつれも用心肝要にて候、就夫今度製造せしむる蘭名カッヘルと

⁽²⁴⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

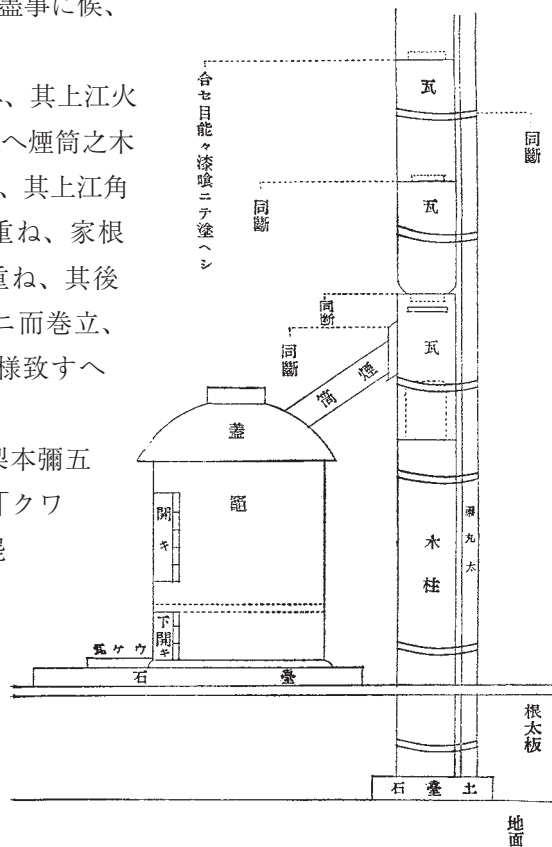
⁽²⁵⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。

いへる火爐ハ、西洋人の用る處ニして、先つ置所を定め、間内風の吹通サさる様ニ補理へ爐中に薪を焚けは、(炭にててもよけれと、可成は薪を用へし) 廻りの焼るにしたかひ、おのつから火氣籠り、室中一体に温りて、寒氣を退け、別に煙出しありて、彼ノ炭素を散し、人身にふれさらしむるの器なり、近頃北蝦夷地に來り居しオロシア人も、これを用るし跡顯然相残り有之、それより猶はるかに北方なる寒國も、近年追々に開け、人家盛に成行くハ、皆此器を以て寒を防ぎ、人を損せさるか故也と聞えぬ、依之今度箱館表おゐて、新に製造被仰付、組立方絵圖相添、西北奥地越年之もの共江御渡しニ相成候、されはとて、ひたすら此を頼みて、明ヶ暮其傍を去らす、室中にとち籠りて、身体運動せず、氣血循環せされは、却て病を受る基となるへし、畢竟これハ防寒止むを得ざるの器にして、平常第一の養生、たえず山野を歩行し、身体を運動し、武藝力業をなして、おこたりになれハ、寒邪にもおかされず、まして浮腫等の優決してなかるべし當今の御時節いつれも何程粉骨精勤之志ありても、第一壯健ならてハ、十分之御奉公も難成、一旦疾にかかりて、心に任せさる時は、如何計敷残念ニ可有之、よくよく自愛し、偏に御開拓御旨意行届候様内外厚工夫を可被盡事に候、

(ここに右の図有り〈榎森〉)

右圖面之通根太板上江臺石を居へ、其上江火爐を居へ、前江灰出し瓦を置、後へ煙筒之木柱を建、根太を貫き、壺石を居へ、其上江角瓦を重ね、夫より順々に丸瓦を重ね、家根を貫き、程能處へ蓋付之留瓦を重ね、其後へ添丸太を建、筒壹ツ宛ニ針銅ニ而卷立、繼目を煙り之不洩様能々塗立候様致すへし⁽²⁶⁾。

上記の安政3年2月、ソウヤ詰調役梨本彌五郎が箱館奉行に差し出した上申書中に「クワヒル与唱候火爐あやさぶろう(武田斐三郎製方心得罷在)」、②史料に「カッヘル仕立方梨本彌五郎・武田斐三郎等英船江相越」等と見えることから窺えるように、このストーブの製造については「武田斐三郎」なる人物が重要な役割を果たしているの、先ず「武田斐三郎」につい



⁽²⁶⁾ 箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：自主会所』（北海道立文書館所蔵）。『幕末外』14-204。

て若干の説明を加えておこう。「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」(『新撰北海道史』第5巻・史料1)所収の「附録書類四十四」の「蘭学者武田斐三郎身分御取立之儀奉願候書付」に次のように記されている。

竹内 下野守
堀 織部正
加藤おと於おと菟三郎家来
武田斐三郎
辰三拾歳

御手當金一ヶ月金七兩

別段御手當金、一ケ年金三拾兩月割

右斐三郎儀、蘭學拔群之者ニ付、去る(嘉永6年)丑年織部正并村垣與三郎松前并蝦夷地御用与して罷越候節、奉願候而召連、其節爲支度金貳百兩并御用中御手當金一ヶ月金七兩宛被下相勤候處、其後引續箱館御用相勤候儀、伺之通被仰渡、猶又同所之儀は、物價こう高直、品々難渋之廉を以、別段金三拾兩被下置候様奉願候處、願之通被仰渡候。然ル處、同人蘭學之儀は當時有數比類なく相聞、且漢學ニも長じ、志氣慷慨、天稟こうがい てんびん非常之才器与兼々見込罷在、殊異舶宿中銃艦製造、土壘礮臺造築之方をも英佛兩國人より筆授を得、都而物造すべてかた諸金分析術おも旦夕研究罷在候儀ニ御座候。因而是、此間中申上候箱館六ヶ場所金銀鑛模様も追々立直り、壘臺御取建ニ付而は、入用之器具(西洋風之器具相用候得は、成功速ニして御入費も大半を減じ候事ニ御座候)も不少、分析諸費も精密を加へ、往々役々子弟其他有志之輩江傳授爲仕候ハバ、往々用ひ方も御不少、東西地御開拓并箱館御警衛之方ニおゐてハ專要之御用与奉存候間、手輕に分析所(括弧内之割り注之文章を略)取建、同人儀學頭被仰付、蠻學教授は勿論、右御用向万端引請相勤候様爲仕度候。(以下本文略)。 辰四月

この安政3年(1856)4月、箱館奉行が老中に提出した「武田斐三郎」に関する願書に対して、時の老中阿部伊勢守正弘は、同年8月21日、「伺之通手輕ニ分析所取建候様可被致候。尤、御役所内歟又は建物有之相應之場所も有之候ハハ、右之内江取建候積可被相心得候。且又分析之唱方不穩候間、諸術調所与相唱候様可被致候。其外都而見込之通可被取計候事」と返答した。こうして、同年、箱館に「諸術調所」が設置され、武田斐三郎が同所の「教授役」に任じられた⁽²⁷⁾。なお、幕末に箱館に築造した箱館港弁天岬の弁天台場と新たな箱館奉行所を新築する場所としての西洋式石垣土塁である五稜郭の設計をしたのも武田斐三郎である。

ともあれ、こうして、厳寒の冬季にテシヨからシャリにかけたソウヤ場所を中心とした地域や「北蝦夷地」で勤番の任に当たる幕吏達の防寒対策として、武田斐三郎達が西洋の

⁽²⁷⁾ 「諸術調所之事」(『蝦夷地御開拓諸書付諸伺書類』(『新撰北海道史』第5巻・史料1)。

ストーブを模倣して製造したオランダ式のストーブを積極的に活用することになったのである。こうした事実は、日本におけるストーブ使用の嚆矢として注目しておきたい。しかし、上記の①～④の史料からも窺えるように、当時の日本人はその多くが冬季には厚い綿入れの着物を何枚も重ね着し、囲炉裏で燃やす薪の火や火鉢の炭火で暖をとるのが生活習慣になっていたため、箱館奉行所の役人が配下の幕吏達にストーブの効用を理解させる努力をしなければならなかった。そして、その苦労が並大抵のものでなかったことも良く分かる。なお、④史料に見える「炭素」とは、前後の文脈からして「一酸化炭素」のことと推察される。また、①の史料に「既に魯西亞人クシュンコタンニ而、其所之土を以製し候事ニ而、最北の凌方宜しく、夫ニ倣ひ候方可然候間」、④の史料にも「近頃北蝦夷地に來り居りしオロシア人も、これを用ゐし跡顯然相残り有之」と記されているが、このロシア人に関する情報は、いうまでもなく、嘉永6年(1853)、ロシアの海軍大佐D.I. ネヴェリスコイが、「北蝦夷地」(サハリン島)南部のアニワ湾内の日本の「北蝦夷地場所」の運上家があるクシュンコタン(現、コルサコフ地区内)にムラヴィヨフ哨所を建設し、翌安政元年(1854)まで約8ヶ月間、同所に存続していたこの哨所のことである。なお、この哨所の建設と同哨所を拠点にしてサハリン島の南部を調査したニコライ・ブッセは、この時のことを記した日記で、この哨所の内部について記しているが、その中で、「第一小隊と第三小隊の兵舎には、煉瓦造りのオランダ風ペーチカもとりつけられている。煉瓦のペーチカは冬期の氷点下 -10 度以下のときに焚かれる。第一小隊および第二小隊には、そのほかヤクーツク風の炉(炊事用)が築かれている。第二兵舎には粘土製の暖炉があるが、出来が悪いのでそこには鉄製のストーブが置かれることになった。同様のストーブは炊事用の炉がない第三兵舎にも置かれている。板の床と板天井の兵舎は清潔で、広々として乾燥している。空気がいつもよいので、火はたえず燃えている。」と記している⁽²⁸⁾。

③史料に記されている「北蝦夷地越年之者江は、彼地魯西亞製火器、清水平三郎相心得居候」が、上記のブッセの日記に見える暖房用具のどれを指しているのか定かでないが、①史料に、「魯西亞人クシュンコタンニ而、其所之土を以製し候事ニ而」とあることを重視すると、「粘土製の暖炉」のことなのかも知れない。

ともあれ、こうして、箱館奉行は、②・③史料から分かるように、安政3年(1856)、テシオからシャリに至るソウヤ場所を中心とした地域に勤務し、同地域で越年する下級幕吏及び御雇医師用に22器のストーブを製造した。その経費を節約するため鉄製の煙突ではなく瓦製の煙突のついたストーブであったために、1器の製造費は22両余であった。

ところで、肝心の北蝦夷地に勤務する幕吏向けのストーブが何器製造されたのか正確な数は定かでないが、安政4年(1857)11月、箱館奉行調役並佐藤桃太郎の同奉行に対す

⁽²⁸⁾ ニコライ・ブッセ著・秋月俊幸訳『東洋文庫715・サハリン島占領日記1853-54:ロシア人の見た日本人とアイヌ』(平凡社、2003年4月。171頁)。

なお、同所の原題は、“Остров Сахалин и Экспедиция 1853-54 гг”『サハリン島と1853-54年の遠征隊』。

る上申書「クシュンコタン越年家九分通出来之義并同詰役々在住之向共同家江引移候義共申上候書付」に「昨辰年十二月中、伺済北蝦夷地場所々々越年家之内、クシュンコタン江取建之分角物組立本家桁行拾八間半ニ梁間六間附而入口四間ニ壱間、勝手水遣所四間ニ二間半、惣雪院式間半ニ壱間共、都而九分通り出来ニ付、兼而御渡相成候火爐七器之内、クシュンナイ・マヌイ江壱器ツツ相廻し、其余五器之分取建方出来之上、当十一月廿日役々并在住之向共同屋江引移申候、尤残り仕事之義は追々嚴重罷成、働方相成兼候ニ付、当分之内手引申渡置候、依之此段申上置候」⁽²⁹⁾とあり、また同年12月、同じく佐藤桃太郎が箱館奉行に提出した「クシュンコタン越年家江土火爐築立不仕候義ニ付、申上候書付」⁽³⁰⁾に、「北蝦夷地場所々々越年家間内江清水平三郎心得罷在候土火爐築立候積り兼而伺相済候處、右土火爐築立ニ付而は、多く場所を費し、其上製造方等悉く不便利ニ御座候處、鉄火爐七器御渡ニ相成候ニ付、内式器はクシュンナイ・マヌイ江相廻し候得共、猶残之分五器有之候間、クシュンコタン越年家中江相仕附ケ、土火爐築立方は見合セ置、当冬中相試候積之處、一体越年家之義は、角物組立ニ付、室中殊之外温暖ニ有之、前文五器之火爐をも多分は相用不申候程ニ付、土火爐築立方は、差止置申候、依之此段申上置候、以上」とあり、さらに安政6年(1859)6月付の「クシュンコタン御備暖坑爐之儀ニ付奉伺候書付」⁽³¹⁾には、「北蝦夷地初而越年之節、防寒之儀ニ付種々御評議有之、暖火爐御製造相成、当所江五器御廻相成候ニ付、役々越年家江仕掛初年ニは少々焼試候所、狭隘之室中温暖ニ過、果は逆上仕候ニ付、其俣居置候而已ニ而、相用不申、昨年适同様有之趣ニ候処、東西奥地之趣は又々異候冨寒之地ニも候間、差向右御品東西奥地江相廻候様仕度、尤是相廻居候分ニも并今度相廻候員数書相添、此段奉伺候」とあって、次の「火爐相廻候場所并員数書」に「東浦奥地ワアレイ」へ2器、「西浦奥地クシュンナイ」へ3器と記されている。

つまり、上記の史料によると、安政3年の冬、クシュンコタンに鉄製のストーブが7器配置され、その内の2器をそれぞれ西海岸部のクシュンナイ(現イリンスキー)と東海岸部のマヌイ(現アルセンチェフカ)に送り、残り5器をクシュンコタンに新築した越年用の家屋で使用する予定であったが、越年用の家屋は、「角物組立」の家屋(ロシア風の丸太で造った家屋のことか?)であった為に、室内が暖かく、5器のストーブを使用する必要が無かったことから、この5器のストーブもそれぞれ西海岸部のクシュンナイに3器、東海岸部のマヌイに2器を配備したこと。また、清水平三郎が製造方法を知っているという土製のストーブについては、製造するのに多くの場所を必要とするだけでなく、製造方法も不便な上、鉄製のストーブの方が有用であるため、結局土製のストーブの製造を中止するに至ったこと等が分かる。

しかし、上記のストーブの利用は、箱館奉行配下の下級幕吏達を対象とした防寒対策で

⁽²⁹⁾ 箱館奉行所文書『安政五年・北蝦夷地出仕之部蝦夷地御用留：白主御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽³⁰⁾ 箱館奉行所文書『安政五年・北蝦夷地出仕之部蝦夷地御用留：白主御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽³¹⁾ 箱館奉行所文書『安政六巳未年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』(北海道立文書館所蔵)。

あり、場所請負人のもとで働く出稼ぎ和人や西蝦夷地の大部分と北蝦夷地を警備地とされた秋田藩の家臣達の利用の有無は、史料不足のため現在のところ不明である。

② 北蝦夷地詰め³²の幕吏が「サンタン交易品」の内毛織り物類を防寒用品として購入次に注目しておきたいのがこの時期の「サンタン交易品」は幕府の独占的交易品であったにも拘わらず、交易品の内、防寒に役立つ衣類については、北蝦夷地詰の幕吏達が購入することを許可したものと推察されることである。すなわち安政6年（1859）7月、箱館奉行支配調役並磯村勝兵衛・同山本源一郎・同出役山内二郎太郎が連名で箱館奉行に「山靱交易品之内防寒必要之品願受仕度奉願候書付」なる願書を提出したが、その内容は次のようなものであった。

北地之儀は、究陰^{こかん}沍寒之地ニ有之、雪裏奔走、運動相凌候ニは、毛類之衣服なくてハ凌兼候所、山靱交易、是迄取扱來候品之内、防寒要用品も有之候へとも、願請之儀は一切不仕候處、以來持渡品之内、羅紗・天鷲絨・筒袖并ハント、外毛織類、防寒ニ可相充ものニ限り、役々は勿論、追而は在住之向迄願請相成、風寒瘴毒を相凌候様仕度奉存候、依之、此段奉願候、以上

未七月⁽³²⁾

すなわち、「サンタン交易品」の内、防寒用衣服の素材として役に立つ羅紗・天鷲絨・筒袖・ハント、他毛織物類を北蝦夷地詰めの幕吏や在住が購入するのを許可して欲しいというものであった。これに対して、同年10月29日、箱館奉行支配組頭河津三郎太郎・同支配組頭勤方井上元七郎・安間純之進・同調役向山栄五郎・村上登助、同調役並三田喜六らが連名で、これは余儀ないことなので、元代に1割増して購入を許可したらどうか、との意見を付して箱館奉行に伺っている⁽³³⁾ので、箱館奉行はこれを許可したものと推察される。また、上記の「サンタン交易品」で注目しておきたいことは、羅紗・天鷲絨・毛織物類は、本来のサンタン交易品ではなく、サンタン人がロシア人との交易で入手したものであることだ。サンタン人が持参してきた本来の「サンタン交易品」の主要な物は、アイヌ民族や和人が「サンタン人」と称した人々は、既に拙著でも触れたように、アムール川最下流域に居住するウリチ民族を中核とした周辺の諸民族を含んだ人々のことであり⁽³⁴⁾、彼等は清朝から「辺民」として位置づけられて、清朝への朝貢を義務づけられた。また、彼等が清朝に朝貢した際、清朝から「回賜」として多くの絹織物や綿織物等が与えられたが、彼等はこの清朝から下賜された絹織物や綿織物を「北蝦夷地」（カラフト島）での交易品として持参してきていたのである。ところが、1858年（安政5）に口清間で締結された愛琿条約によって、ロシアがアムール川左岸をロシア領とすると共に、アムール川・松花江の航行権をロシア・清朝両国の船舶にも認め、ウスリー江以東の沿海地域を両国の共有地

⁽³²⁾ 箱館奉行所文書『安政六巳未年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽³³⁾ 箱館奉行所文書『安政六巳未年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽³⁴⁾ 榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館、2007年）。

とし、次いで1860年（万延元）の北京条約によって、ロシアが清朝からウスリー江以東の沿海地域を領有するに至ると、アムール川最下流域に居住する諸民族に対する清朝の支配権が急速に弱体化するに至り、その結果、「サンタン人」と称された人々が持参する交易品にも大きな変化を見るに至ったのである。すなわち中国製の絹織物を主としたものから、新たにロシア人から入手した羅紗・天鵞絨や毛織物を主にしたものにへと大きな変化を遂げていったのである。このように、北蝦夷地詰の幕吏達が、冬季の防寒用衣類の素材として「サンタン交易品」の内、羅紗や天鵞絨他の綿織物の購入を要望した背景に、アムール川下流域と沿海地域をめぐるロシアと清潮の政治的支配関係の変動が存在していたことに留意しておく必要がある。

次に注目しておきたいのが、言うまでもなく「北蝦夷地」に居住するアイヌ民族に対する政策の内容である。

（3）アイヌに対する過酷な使役

安政2年（1855）12月、箱館奉行の蝦夷地御用雇となった松浦武四郎は、翌3年3月、幕府が松前氏より蝦夷地全域を受け取るため、箱館奉行支配組頭河津三郎太郎祐邦と同組頭向山源太夫の手付として「北蝦夷地」の「クシュンコタン（現コルサコフ）」で働かされているアイヌ民族の状況について、「当所土人と云は皆諸方より此処引揚候ものにして、此処元来居付のものと云は、惣乙名ヘンカクリの外に漸々三軒ならでなし。出稼の小屋はますます増、介抱の俵数は然れども未だ少しも増ざりしよし。其使ひ方前に比すれば、また甚しくなりし也と。二月・三月鮭漁業の始め頃は、随分二三次は椀に一杯の飯を与え、四月・五月に及びても夕方には椀に一杯づゝ飯を遣したりけるが、当年承りけるが、四月鮭の取れ候後は一度の介抱も無由なり。我らには鮭のみを喰わせて稼候様番人等申付し。皆怒り居りたりける。」と記している⁽³⁵⁾。また、安政3年（1856）6月、北蝦夷地場所支配人代兼帳役の傳次郎氏が箱館奉行支配向に差し出した「土人共給料之定」によれば、「年中雇土人」の給料は、男1人（上：米8升入れ24俵 {1石9斗2升}、中：18俵 {6斗4升}、下：10俵 {2斗2升}）、女1人（上：16俵 {1石2斗8升}、中：4俵 {3斗2升}、下：3俵 {2斗4升}）で、この他手当として1年中働きの男女の場合は、1日に付玄米7合勺宛、老少病人等の働けない男女は、1日に付5合宛支給されることになっていた⁽³⁶⁾。

ところが、同年8月5日、北蝦夷地詰の箱館奉行支配調役並佐藤桃太郎・同出役磯村勝兵衛が連名で箱館奉行支配組頭に提出した「土人共撫育之儀相伺候書付」によれば、「土人共撫育之儀、御談之廉篤与是迄之事情を相糺候處、一体漁業其外働いたし候者江は、給料之外一日玄米七合五勺ツツ、老少并病人等二而不致働候者江は、同五合ツツ、爲撫育差遣候定ニ有之候へ共、内實は是迄之儀は、少分之手當ニ而、殊ニ遠方之者共江は、稀ニ聊

⁽³⁵⁾ 高倉新一郎解説『竹四郎廻浦日記』（北海道出版企画センター、1978年）。

⁽³⁶⁾ 「土人共給料定」（箱館奉行所文書『安政三年辰三月・北蝦夷地御用留：白主会所』北海道立文書館所蔵）。

之品差遣、外ニは、土人飯料之魚類不漁ニ而差支候節、願出次第運上家より相廻し候迄之儀ニ有之」という状態であり、しかも「使役烈敷、飯料之魚類を取得候事相成兼、致難儀居候趣」⁽³⁷⁾とあるように、「使役」が過酷であるため、各自が食料としての魚類を取得することが全く不可能な状態におかれていたのである。

なお、この記録では、当時、「北蝦夷地」に「勤番人」として派遣された幕吏を34人、当該場所で「番人」として働いている出稼ぎ和人を114人（うち春から秋迄雇用されている者64人、越年者50人）、労働可能なアイヌを約1,000人と試算している。

また、近世におけるアイヌ民族との交易米は、寛文9年（1669）のシャクシャインの戦いの敗北後は、米俵1俵の中身が米8升入れ俵となり（本州では、普通1俵は4斗入れ）、これを「夷俵」と称したが、「北蝦夷地場所」では「造米」と称した。

(4) 「公儀の御百姓」と和風化政策

また、北蝦夷地におけるアイヌ民族政策で見逃せないことは、アイヌ民族を「公儀の御百姓」と位置づけた上で、彼等に対する和風化政策を「本蝦夷地」（現北海道）のアイヌ民族に対するものより以上に強力に推進していったことである。

安政3年7月の「役土人・平土人共江申渡」に「向後其方共一同は、公儀御直支配ニ相成、詰合御役人より厚御世話有之事ニ付、以來は公儀之御百姓ニ相成候心得たるへし。」（中略）

1、土人共可成丈和言遣候様致すへし、平日仲間共ニ而咄等いたすニも和言稽古ニも相成候間、和言ニ而咄し候様可心懸候。1、若者并セカチ（男児のこと）・女ノ子等ハ勿論、髪切下、唇・手首等江墨を入候風習を相止、髪を結、月代を剃、都而和人之姿ニ化俗致すやう、役土人共より申勧め、右様相成候ハハ、其處之役土人江は、夫々之御褒美可被下之、當人江も夫々被下之へし、且又右躰化俗行届候者は、品ニ寄平土人末々之者たりとも、土産取は役土人ニ取立遣し、其上御褒美をも可被下也、依此段役土人一同堅相心得、右之世話行届候様、精々可致者なり」⁽³⁸⁾とあることは、そのことを端的に示している。

そして、同年12月16日、箱館奉行支配組頭河津三郎太郎・力石勝之助がアイヌ民族の役名改称の件を箱館奉行に伺っているが、その内容は次のようなものであった。

「東西地土人共、御旨趣之趣相辨へ、追々風俗相改、名前等も内地之稱呼ニ改候趣、場所々々役名、是迄之通夷稱ニ而ハ、不都合ニも相聞候間、以来内地之振合ニ准し、役土人之風俗改候ものハ、左之通改稱いたさせ、尤名主迄ハ上下着用、年寄・百姓代ハ、羽織・袴着用御差許し相成可然哉、此段相伺申候」。（役職名の改称は次の通り）：
惣乙名→庄屋、惣小使→惣年寄、脇乙名→惣名主、乙名→名主、小使→年寄、土産取

⁽³⁷⁾ 『幕末外』14-216。

⁽³⁸⁾ 『幕末外』14-137。

→百姓代⁽³⁹⁾。

即ち、役アイヌの内、風俗を日本風に改めた者の役職名を近世日本の農村における村方三役名に準じた名称に改称し、名主には袴の着用を、年寄・百姓代には羽織・袴の着用を許可するというものであった。アイヌを外見上の「日本人」にするという政策である。

かくして翌安政4年（1857）4月、北蝦夷地のクシュンコタン（現コルサコフ）詰の箱館奉行支配向が、同場所内の役アイヌ・他に対して役職名の改称とともに改名をも申し渡した。その内容は次の通り⁽⁴⁰⁾。

惣乙名・ヘンカクリ→庄屋・辨九郎	土産取・ウトカナアエノ→百姓代・乙吉
脇乙名・ラムランケ→惣名主・蘭平	土産取・ウヤヤク→百姓代・歌作
脇乙名・エツボンク→惣名主・悦作	土産取・ウエキシユ→百姓代・上吉
脇乙名・チクニウ→惣名主・傳兵衛	土産取・セネネ→ <u>百姓代</u> ・瀬兵衛
惣小使・ヨマシネ→惣年寄・万平	土産取・サワフニアエノ→百姓代・澤次
乙名・アタクム→名主・阿太郎	土産取・マウラナアエノ→百姓代・幕内
乙名・チャシクンケ→名主・茶四郎	土産取・シフランマ→百姓代・洪藏
乙名・シエコロ→名主・禮五郎	土産取・クマタアエノ→百姓代・熊太
乙名・ウシカントエ→名主・牛兵衛	カハヘ→嘉兵衛
小使・アンタアエノ→年寄・安太	ヲキラヲ→起郎
土産取・ヲサヲサ→百姓代・長藏	コノレ→此兵衛
土産取・エラサネクル→百姓代・實九郎	トヲノ→幸八
土産取・シンコクサアエノ→百姓代・新五郎	ハアト→伴吉
土産取・エンシコエフ→百姓代・西兵衛	シロマヲツカエ→四郎吉
土産取・アシリ→百姓代・阿四郎	エチロ→市郎
土産取・チャツケレ→百姓代・茶九郎	ネツカサ→祢三郎
土産取・ヨモサク→百姓代・與茂作	計 33 名（うち改名のみ 8 名）

（注）、和名への改名のあり方で特徴的なことは、アイヌ名の1音～複数音と和名の漢字の1字～複数字の音読みが類似している例が多い。

なお、アイヌ名の「～アエノ」の「アエノ」は、「アイヌ」（アイヌ語で人間・男の意）のことで、多く成長した男子名の最後に付された。

その後、「帰俗」するアイヌが次第に多くなっていったが、安政5年（1858）9月、ハシホ村の百姓代瀬兵衛の子供ウエシル（14歳）が「帰俗」した際、彼に木綿1丈3尺・濁酒5合・鬢付油1を与えると共に、「其方儀、今般公儀被仰出候御旨趣之趣厚相弁、帰俗いたす段、若年之ものニハ抜群之事ニ付、以來白米飯を食し、會所・運上家床上江着座差ゆるす、御國風之衣服着用勝手次第たるへし、依之、爲御褒美前書品々被下之」と申し

⁽³⁹⁾ 『幕末外』15-144。

⁽⁴⁰⁾ 『幕末外』15-339。

渡している⁽⁴¹⁾。「褒美」として与えた品物に「鬢付油」があることから、月代を剃ったこと、つまり頭髪を丁髷にしたことが分かる。

このように、幕府は、「日露和親条約」調印後、箱館奉行を介して「蝦夷地」、特に「北蝦夷地」場所地域に居住するアイヌ民族に対する「改名・改俗（帰俗）」政策を中心とする和風化政策（同化政策）を積極的に実施していったが、幕府がこのような政策を積極的に実施した最大の理由は、「日露和親条約」第2条でクリル諸島については、エトロフ島とウルップ島の間を日口間の国境としたものの、カラフト島（当時の日本側の呼称は「北蝦夷地」（現サハリン島）については、「日本國と魯西亞國の間ニおゐて、界を分たす、是迄仕來の通たるへし」として、国境を決めることが出来なかったことに加え、幕府がアイヌ民族＝日本に従属した人々、日本に従属した人々であるアイヌ民族の居住地＝日本領という特殊な領土観を有していたところにあった。

4. 「カラフト島仮規則」の締結とその後の幕府の「北蝦夷地」政策

(1) 「カラフト島仮規則」の内容

慶応3年（1867）2月25日、ロシアのサンクト・ペテルブルグで「カラフト島仮規則」が締結されたが、この「規則」は、「カラフト島」を名実共に日口両国の「雑居地」と規定したものである。

この「規則」の主要な部分を示すと以下の通り⁽⁴²⁾。

第一條

「カラフト」島に於て兩國人民は睦しく誠意に交るへし。萬一爭論ある歟又は不和のことあらハ、裁斷は其所の雙方の司人（the local authorities）共へ任すへし。若其司人にて決し難き事件は雙方近傍の奉行（Governors）にて裁斷すへし。

第二條

兩國の所領たる上は、魯西亞人・日本人とも全島往來勝手たるへし。且いまた建物並園庭なき所歟總て産業の爲に用ひざる場所へは移住建物等勝手たるへし。

第三條

島中の土民（先住民のこと）は、其身に屬せる正當の理并附屬所持の品々とも全く其ものゝ自由たるへし。又土民は、其ものゝ承諾の上、魯西亞人・日本人ともに、これを雇ふことを得へし。若日本人又は魯西亞人より土民金銀或は品物にて是迄既に借受けし歟、又は現に借財を爲すことあらハ、其もの望の上前以定めたる期限の間職業或ハ使役を以てこれを償ふ事を許すへし。

⁽⁴¹⁾ 箱館奉行所文書『安政五年・北蝦夷地出仕之部御用留：白主御用所』（北海道立文書館所蔵）。

⁽⁴²⁾ 外務省条約局『旧条約彙集』（国立国会図書館所蔵）。

(2) 「仮規則」締結以降の幕府の「北蝦夷地」政策

上記「カラフト島仮規則」を締結した外国奉行兼箱館奉行の小出大和守秀実は、帰国直後の慶応3年(1867)5月9日、他の箱館奉行の新藤鉛藏と連名で、時の老中井上正直に「北蝦夷地取計振之儀申上候書付」を直接提出しているが、これには、「尤前出雑居中之規則相立候上は、是迄同島場所々々請負ニ申付置候得共、品々差支も御座候間、右請負は差免、其俣出稼ニ申付、歩役取立方割合等之儀ハ、箱館表おゐて取調申渡、且同所并松前地之ものニ不限、望之ものハ、勝手次第出稼爲致候様可取計旨可申遣与奉存候」⁽⁴³⁾とある如く、「北蝦夷地」(カラフト島)が「雑居地」になった以上、同地を対象とした「場所請負制」を廃止して、場所請負人を「出稼」人とするとともに、渡島半島部の「松前地」(和人地)のみならず、「北蝦夷地」への出稼ぎを希望する者には、同地への出稼ぎを自由にするというものであった。

こうして幕府は、慶応3年、伊達・栖原の「北蝦夷地場所」の請負を免じて「出稼」とするとともに、11月末には奥羽諸藩に出稼ぎの有志を求める触書を出すと同時に、シラヌシ(現クリリオン)の会所で行っていた「サンタン交易」も、「北蝦夷地」が「彌雑居与御治定」となり、「北地魯人雑居ニ相成候上は、右交易儀は御廃止相成候方可然、左茂無之候而は、土人共自分交易より遂ニ番人共不都合も相生は目前之儀ニ付、旁以御廃し相成可然」⁽⁴⁴⁾との理由で、翌慶応4年(1868)に遂に廃止するに至ったのである⁽⁴⁵⁾。

(追記)

本稿は、去る2013年11月2日(土)、「東北学院大学文学部史学科・歴史学科創設50年記念行事」の一つとして、土樋キャンパス8号館押川記念ホールで行われた一般市民・学生向けの公開「記念講演」の際の榎森の公開講演兼最終講義として行った内容に加筆したものである。

こうした講演の性格上、タイトルは「『日露和親条約』調印後の幕府の北方地域政策について」となっているものの、内容は当該問題に関わる諸問題についての一般市民・学生向けの通史的なものになっていることをおことわりしておきたい。

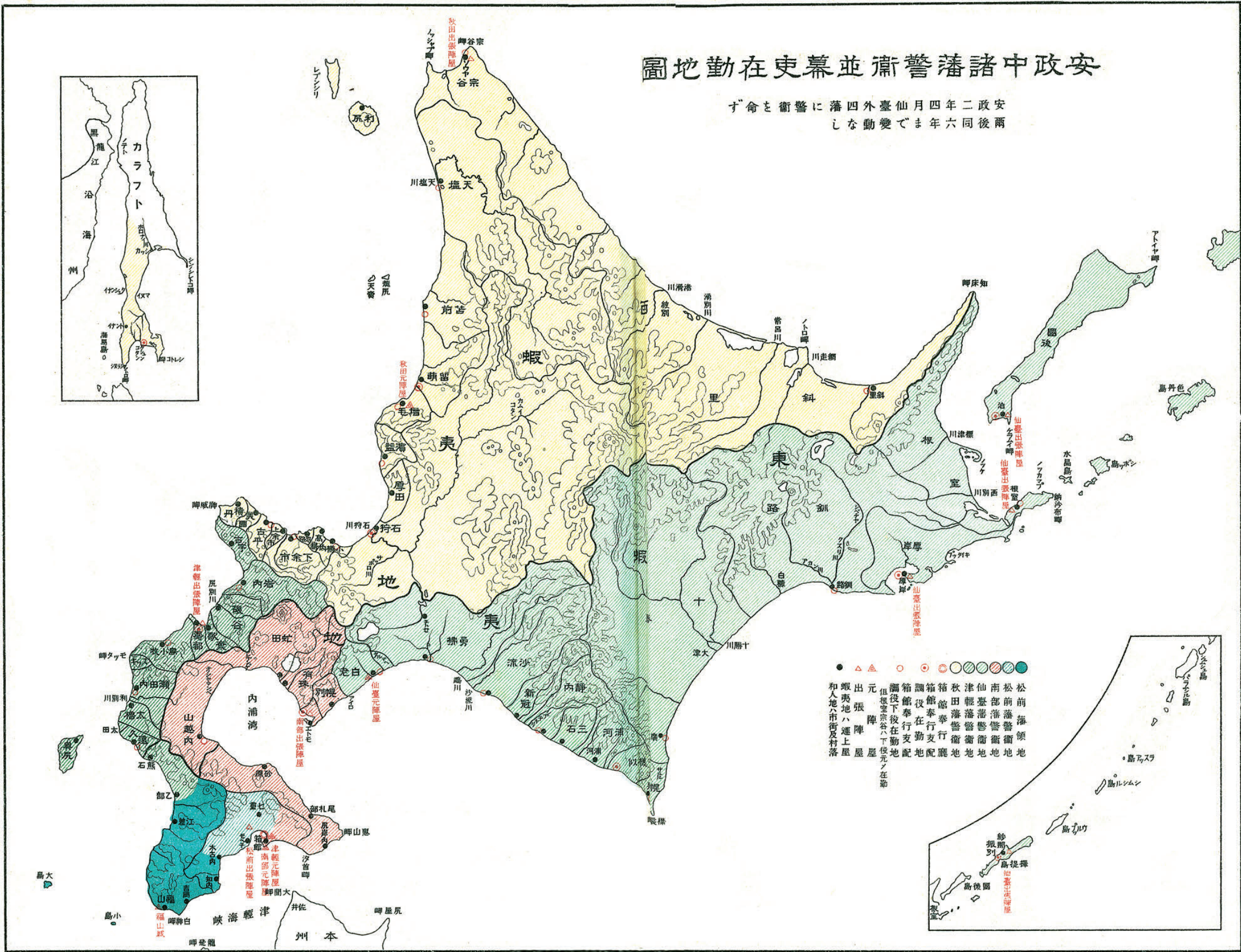
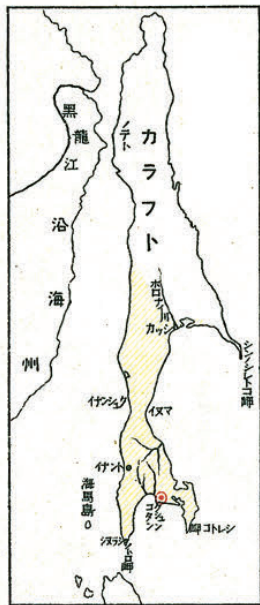
⁽⁴³⁾ 箱館奉行所文書『慶応三卯年・御用留：東富内御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽⁴⁴⁾ 箱館奉行所文書『慶応四戊辰年・御用留：東富内御用所』(北海道立文書館所蔵)。

⁽⁴⁵⁾ 箱館奉行所文書『慶応四戊辰年・御用留：東富内御用所』(北海道立文書館所蔵)。

安政中諸藩警衛並幕吏在勤地圖

安政二年四月仙臺外藩に警衛を命ず
兩後六年まで變動なし



- 松前藩領地
- 松前藩警衛地
- 南部藩警衛地
- 仙臺藩警衛地
- 津輕藩警衛地
- 秋田藩警衛地
- 箱館奉行所
- 調役在勤地
- 箱館奉行支配
- 調役下役在勤地
- 但根室宗谷八下役元ノ在勤
- 元 陣 屋
- 出張 陣 屋
- 蝦夷地ハ連上屋
- 和人地ハ市街及村落

